

岩手県告示第221号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和4年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第2地割及び第5地割から第9地割までの各一部
宮古市	田老字撰待の一部、田老字胡桃畑、鉾ヶ崎第6地割及び墓目第6地割
釜石市	唐丹町字大曾根及び字小白浜の各一部

2 調査期間 令和4年3月22日から令和5年3月31日まで